

○総務省令第七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

〔一 略〕

二 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。)においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

〔イ〜ハ 略〕

二の二 災害時に避難所等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。)における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務

〔三・四 略〕

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。)においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

〔イ〜ハ 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一、第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔略〕		
公衆電話（電気通信事業法施行規則第十四条第一号の二に掲げる電気通信役務を含む。以下同じ。）	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
〔略〕		

〔2 略〕

3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第六表を除く。）
総合デジタル通信サービス	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	
中継電話	電気通信回線設備を設置して中継電話を提供する電気通信事業者	
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第十六

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 〔同上〕

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔同上〕		
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
〔同上〕		

〔2 同上〕

3 〔同上〕

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	〔同上〕	様式第十六
総合デジタル通信サービス	〔同上〕	
中継電話	〔同上〕	
公衆電話	〔同上〕	

携帯電話	[略]	様式第十六(第五表及び第
PHS	[略]	六表を除く。)
[空]		

様式第2(第2条第1項関係) 第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別設置台数

年3月31日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_ 事業者名 \_\_\_\_\_

都道府県	区 分										合計	
	第一種公衆電話機		医療施設及びその周辺		教育機関及びその周辺		商業施設及びその周辺		その他			第一種公衆電話機以外
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外
合計												

- 注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別業とすること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 4 「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 5 「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設

携帯電話	[同上]	様式第十六(第五表を除く
PHS	[同上]	。)
[空]		

様式第2(第2条第1項関係) 第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別設置台数

年3月31日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_ 事業者名 \_\_\_\_\_

都道府県	区 分		合計
	第一種公衆電話機	第一種公衆電話機以外	
合計			

- 注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別業とすること。
- 2 第一種公衆電話機及び第一種公衆電話機以外に分けて記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 6 「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 7 「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 8 「その他」の欄には、「駅等及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」又は「商業施設及びその周辺」以外に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 9 「第一種公衆電話機以外」の欄には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務

都道府県	事業者名				合計			
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		合計		合計	
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合計								

- 注1 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を設置している避難所等の箇所数及び公衆電話の回線数について記載すること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 避難所とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。

【新設】

- 4 帰宅困難者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。
- 5 記載する都道府県の数に及び、項を適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16 (第2条第3項関係)

第1表

〔表略〕

注1 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

〔2～14 略〕

第2表

〔表略〕

〔注1 略〕

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

〔3～10 略〕

第3表

〔表略〕

〔注1 略〕

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

〔3～12 略〕

第4表

〔表略〕

〔注1 略〕

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

〔3～12 略〕

第5表

様式第16 (第2条第3項関係)

第1表

〔表同左〕

注1 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

〔2～14 同左〕

第2表

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

〔3～10 同左〕

第3表

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

〔3～12 同左〕

第4表

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

〔3～12 同左〕

第5表





(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備
〔略〕 十二 公衆電話機能	公衆電話機（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。以下同じ。）から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機

〔備考 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 〔同上〕

機能の区分	内容	対象設備
〔同上〕 十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機

〔備考 同上〕

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 附則

〔158 略〕

9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

〔10514 略〕

15 令和四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

〔16・17 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附則

〔158 同上〕

9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

〔10514 同上〕

15 平成三十四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

〔16・17 同上〕

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日からその実施の日の七日前までの間においても、新施行規則第十五条の規定により当該届出を行うことができる。ただし、その実施の日がこの省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の場合に限る。

### (経過措置)

3 この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第二号の二に規定する基礎的電気通信役務を提供している者であつて、前項の届出を行っていない者は、施行日から三月以内に当該基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出を行わなければならない。この場合において、当該届出が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

4 当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね

二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。